

監査告示第 1 号

令和6年1月29日

鹿児島市監査委員 宮之原 賢
同 小迫 義仁
同 大園 たつや
同 米山 たいすけ

平成27年度包括外部監査の結果に関する措置について（公表）

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。

記

平成27年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）

「鹿児島市の人件費に関する事務の執行状況について」

指摘事項等	担当局部課名	措置
IV. 監査意見 1. 分類①一般職（定数構成）に関する項目 (4) 特殊勤務手当 (給油作業従事手当) 10年近く使用実績がない燃料貯蔵タンクを無条件で給油作業に使用できない以上、条例そのものが実態とかい離しており改正を検討すべきである。 (食糧手当) 鹿児島港と桜島港の運航は約15分	船舶局 総務課	給油作業従事手当については、令和4年4月1日施行の「鹿児島市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」及び「鹿児島市船舶局企業職員の給与に関する規程」の一部改正で廃止済み。 食糧手当については、令和4年4月1日施行の「鹿児島市公営企業職

であること、24時間運航であることなどから単純に比較することはできないが、他の地方公共団体と比べて支給額が高い。船員の乗船実績や他の地方公共団体の事例も踏まえ、更なる検討が必要と考える。

(P50～53)

員の給与の種類及び基準を定める条例」及び「鹿児島市船舶局企業職員の給与に関する規程」の一部改正で、月額支給を勤務実績に応じた日額支給に改めた。

(通知受理日:令和5年12月27日)